

書類の送付に代わる公告

土地改良法第 89 条の 2 第 2 項の規定による県営経営体育成基盤整備事業（一般型）虎丸地区（全換地区）に係る次の者に対する権利者会議開催通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、土地改良法第 112 条の規定により、書類の送付に代えて次のとおり公告する。

なお、土地改良法施行規則第 90 条第 3 項の規定により、令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 14 日（10 日間）まで、権利者会議開催通知書を縦覧に供する。

芝振農整第 369 号

令和 8 年 9 月 1 日

新潟県新発田地域振興局長 坪川 孝子



1 公告事項

(1) 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

氏名 須貝 英作

(2) 送付すべき書類の名称

県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業虎丸地区（全換地区）
に係る

権利者会議開催通知書 1 通

2 縦覧場所

新発田市役所地域整備部庁舎